



2018年10月10日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

(開示事項の経過) 東芝メモリ株式会社の株式譲渡契約に基づく補償義務の履行について

2018年10月5日付「東芝メモリ株式会社の株式譲渡契約に基づく補償義務の履行について」(以下、2018年10月5日付開示)にて、東芝メモリ株式会社(以下、TMC 注1)と合意する条件が充足された場合には、追加の請求額が確定する可能性がある旨お知らせしましたが、今般、当社は、TMCより合意条件を充足したとして追加の損失40百万米ドル(約45.4億円)の補償請求(注2)を受けたため、2018年10月5日付開示でお知らせの約42百万米ドルに加えて合計約82百万米ドル(約93.1億円)を支払い、2018年度第2四半期中に損失として計上する予定となりましたことをお知らせします。

(注1) TMCは、Bain Capital Private Equity, LP(そのグループを含みます)を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社Pangea(以下、譲受会社)が(旧)東芝メモリ株式会社を2018年8月1日付で同社を吸収合併し、社名を変更した会社を指します。

(注2) 当社は、TMCより、本件株式譲渡契約(注3)上の、当社が補償義務を有する損失に該当する、台湾Macronix International Co., Ltd.(以下、マクロニクス社)との米国国際貿易委員会(以下、ITC)による調査並びに米国及び台湾における特許訴訟に関わるTMCに生じる損失につき補償請求を受けたものです。マクロニクス社は、当社、当社の子会社及びTMCに対して、NAND型フラッシュメモリ及びこれを含む製品に関する特許侵害を主張し、ITC、米国連邦地裁及び台湾知的財産裁判所へ輸入差止め請求及び損害賠償請求を申し立て、2018年10月9日(米国時間)付でITCによる最終決定が下されましたが、当社、TMC及びマクロニクス社の3社間で、全請求の取下げにつき合意し和解に至っております。

(注3) 当社が、2017年9月28日付で譲受会社との間で締結した(旧)東芝メモリ株式会社の株式譲渡に関する契約を指します。

以上